

資料館廊下内装補修工事

担当部隊 陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊	工事名称 資料館廊下内装補修工事	図面名称 表紙	縮尺 —	図面番号 1/3
-----------------------	---------------------	------------	---------	-------------

仕 様 書

- 1 工事件名：資料館廊下内装補修工事
- 2 工事場所：東京都練馬区北町4丁目1-1
- 3 工事概要：撤去工事 一式
：内装工事 一式
- 4 履行期限：令和7年10月31日（金）
- 5 一般事項

(1) 本工事は、本仕様書によるほか、下記の技術基準（最終改定）及び関係法規を準拠する。
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編）

(2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。

(3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。

(4) 工事に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。

(5) 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。

(6) 工事写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出するものとする。

(7) 工事に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。

(8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業を含む。）

(9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、官側指示の記載事項を備えた報告書を提出、じ後は官側の指示に基づき受注者の責任において原状回復する。

(10) 工事に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。

(11) 本工事は、工事竣工後1年間を補償期間（瑕疵期間）とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。
- 6 特記事項

(1) 仮設等

ア 仮設足場は原則、脚立足場を基準とする。

イ 資器材の搬入及び施工に際し、既存の展示物等の汚損に十分留意する。

(2) 撤去工事

本工事における対象壁面にある、コンセント線及び照明用電源線（A型モール）、冷媒管、ドレン管、空調機用電源線等（リムダクト）を撤去し、壁クロス張替え後に復旧すること。

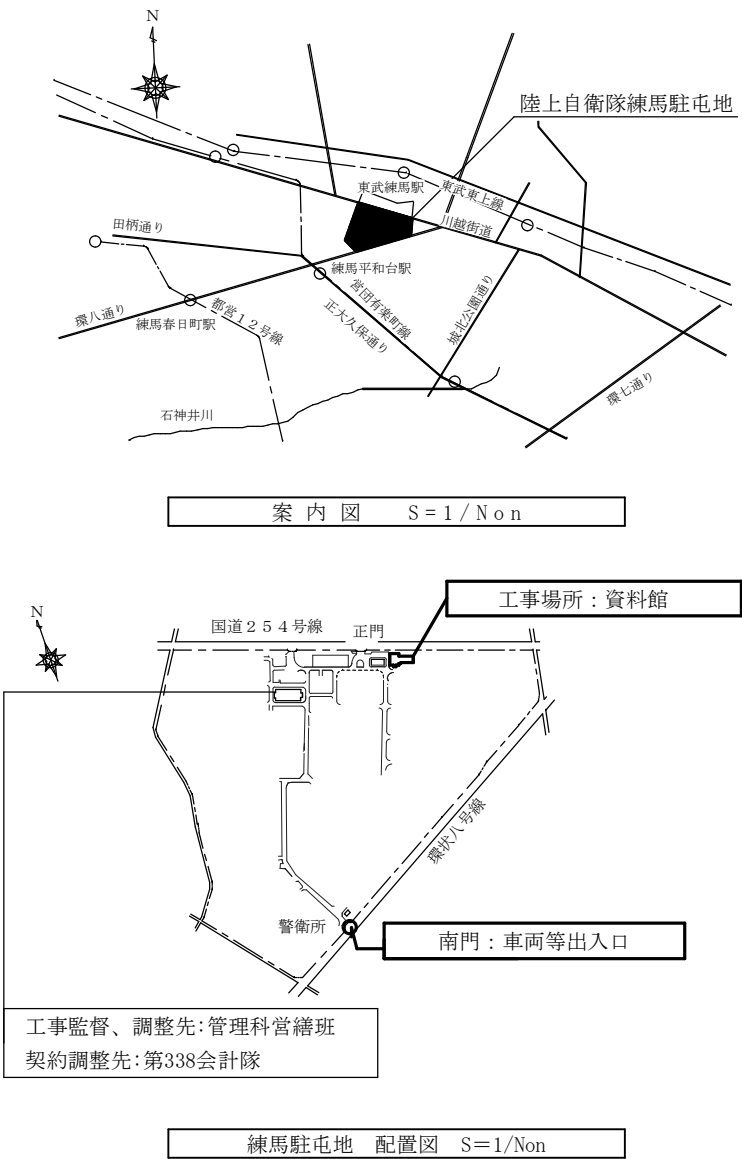
(3) 建築工事

ア 本工事において使用する壁クロス材は、JIS A 6291（不燃、ホルムアルデヒド放散等級：F☆☆☆☆）を満たすものを選定すること。また、壁クロス張替えに使用する接着剤は、壁クロスの仕様に合ったものを使用すること。

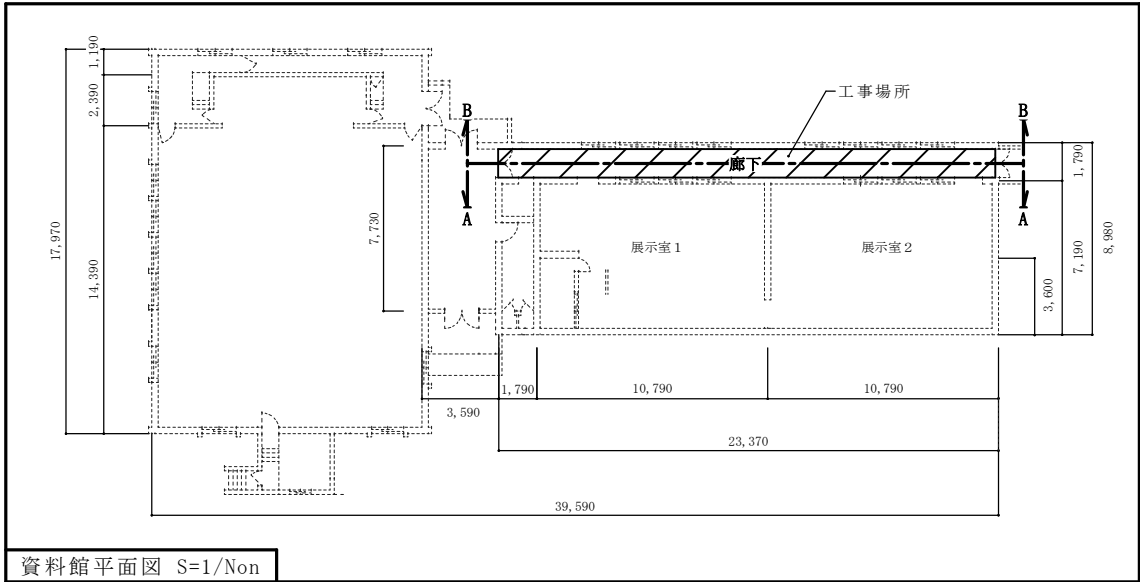
イ 仕上げ材の色については、現地合わせとする。なお、仕様は事前に監督官へメーカーカタログ・サンプル等を提出の上、監督官から承認を得ること。

- ウ 本工事における窓枠等の塗装については、つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（B種）とする。なお、仕上げ材の色については現地合わせとする。
- (4) その他

補修作業については、令和7年9月中旬までに作業を完了すること。なお、監督官と協議した上で土日・祝日に実施しなければならない場合についても可能な限り対応すること。



担当部隊	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊	資料館廊下内装補修工事	仕様書、案内図、配置図	図示	2/3



資料館平面図 S=1/Non

